

## 日本医療薬学会がん専門薬剤師制度への移行に関するご案内

### 1. 3月7日実施の日病薬がん専門薬剤師認定試験と医療薬学会認定試験の関係

	2010年3月31日時点での 日病薬の認定資格 と 日病薬実施試験合格の有無	医療薬学会実施 がん専門薬剤師 認定試験	日病薬実施 がん専門薬剤師 認定試験(3/7) の受験資格	日病薬実施 がん専門薬剤師 認定試験(3/7) に合格した場合の 医療薬学会の がん専門薬剤師 認定試験
①	がん専門薬剤師認定者のうち、 ・ 過渡的措置による試験免除で認定された者	受験・合格 しなければならない	受験資格を有します	学会の試験は免除 になります
②	がん専門薬剤師認定者のうち、 ・ 認定試験の合格者	免除	受験不要です	—
③	がん薬物療法認定薬剤師認定者 ・ 認定試験の合格者	免除	受験不要です 但し、日病薬のがん専門 薬剤師の認定を取得す る場合には、受験を可と します	—
④	がん薬物療法認定薬剤師認定者 ・ 3ヵ月研修修了による試験免除 で認定された者	受験・合格 しなければならない	受験資格を有します	学会の試験は免除 になります
⑤	認定資格を有していない者 ※ 現時点でがん薬物療法認定薬 剤師資格を有していない者 ・ 3ヵ月研修の修了者 ・ これから3ヵ月研修を履修する 予定の者	受験・合格 しなければならない	受験資格を有しません ※ 仮に、当試験に合格 した場合でも、学会 の経過措置を受ける ことができません	学会の認定試験を 受験し合格しなけ ればなりません

#### ○ その他の留意事項：

- ・ 上記の試験免除の取り扱いは、学会の経過措置期間となる「制度発足後5年間」に限ります。
- ・ 学会の経過措置を受けられる方は、2010年3月31日時点で日病薬のがん専門薬剤師又はがん薬物療法認定薬剤師の認定資格を有し、且つ2010年3月以前に日病薬が実施した試験に合格した方に限定されます。
- ・ 日本医療薬学会がん専門薬剤師の認定にあたっては、認定制度規程第4条第2項に記載する8項目すべてを充たすことが求められます。ここでいう「経過措置」とは、そのうち(8)の試験項目のみ免除されることを意味し、他の7項目については審査を受けなければなりません。従って、試験免除であっても、他の要件審査の合格を経て新資格へ移行できる点にご注意ください。

## 2. 日本医療薬学会のがん専門薬剤師制度への移行措置について

日病薬の認定資格	今後めざす学会認定資格	解 説
がん専門薬剤師認定者	日本医療薬学会がん指導薬剤師	学会の制度規程第5条2には「がん専門薬剤師として5年以上の活動実績」を求めているが、学会の制度発足から5年間に限り、日病薬がん専門薬剤師としての活動実績も加えることができる(細則第9条1)。
	日本医療薬学会がん指導薬剤師に準ずる者	学会の制度発足時に日病薬がん専門薬剤師資格を有する者は、学会の制度規程第5条2の(1)から(4)にかかわらず、申請時に日本医療薬学会会員であることを条件に日本医療薬学会がん指導薬剤師に準ずる者として認定することができる(細則第9条2)。
	日本医療薬学会がん専門薬剤師	2010年3月までに日病薬試験に合格し、且つ2010年3月31日までに日病薬がん専門薬剤師資格を取得した者は、制度発足から5年間に限り、日本医療薬学会が実施する試験は免除される。
がん薬物療法認定薬剤師認定者	日本医療薬学会がん専門薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> <li>2010年3月までに日病薬試験に合格し、且つ2010年3月31日までに日病薬がん薬物療法認定薬剤師資格を取得した者は、制度発足から5年間に限り、日本医療薬学会が実施する試験は免除される。</li> <li>日病薬の3か月研修を研修期間として合算することができる。</li> </ul>

### 【参考資料】

1. 一般社団法人日本医療薬学会がん専門薬剤師認定制度規程

<http://www.jsphcs.jp/main/gan/gan1.pdf>

2. 一般社団法人日本医療薬学会がん専門薬剤師認定制度規程細則

<http://www.jsphcs.jp/main/gan/gan2.pdf>

3. 日本医療薬学会がん専門薬剤師制度に係るQ & A

<http://www.jsphcs.jp/cont/100121.pdf>